

野沢温泉村への学生派遣プログラム 2015 募集要項

1. プログラムの目的

明治大学社会連携機構では、創立者出身地3地域（鳥取県、山形県天童市、福井県鯖江市）はじめ数多くの自治体と、さまざまな連携事業を推進しています。

このたび、長野県野沢温泉村において、学生と地域住民との交流・連携及び現地調査・取材を通じた「地域活性化への提言」を行う課題解決型の学生派遣プログラムを実施します。

野沢温泉村からの課題

地域資源を活用した地域振興政策について、定住人口増加施策について

- ①地方における安定した雇用を創出する
 - ②地方への新しいひとの流れを作る
 - ③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
 - ④時代に合った地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する
- 4つの政策分野から1つ以上の分野を選び、野沢温泉村にあった具体的な事業等を提案してください。

2. 実施方法

プログラム参加者が、チーム（1チーム3～4名）を編成し、課題解決型プログラムに取り組みます。

- (1) ガイダンス、事前レクチャー（6月中旬・8月初旬・末）
オリエンテーション、グループワーク、ファシリテーション研修、出発直前ガイダンスを実施する。
- (2) 現地事前調査（6月・1泊2日）
担当行政職員、団体関係者へのインタビュー、現地視察、グループワーク
- (2) 現地調査・中間発表（9月・3泊4日）
現地調査・取材、グループワーク、中間発表、フィードバック
- (4) 成果報告書提出（10月）
【提出物】成果報告書（A4判・10ページ以上）、成果報告会用プレゼン資料
- (5) 明治大学での成果報告会（10月または11月）

3. 実施スケジュール ※プログラム途中からの参加、途中までの参加は認めません。

【募集】

5月 7日（木）～5月29日（金） 17：00まで 募集期間

6月 5日（金） 参加者決定通知

※ 参加申込書に記載されたPCメールアドレスあてに参加の可否をお知らせします。

【参加者ガイダンス・研修】

6月12日（金） 19：00 参加者ガイダンス

7月 3日（金） 19：00 参加者事前研修（地方創生について）、グループワーク

8月 3日（月） 10：00 参加者事前研修（ファシリテーション）、グループワーク

8月31日（月） 10：00 出発直前ガイダンス、グループワーク

【現地調査】（1泊2日）6月27日（土）～6月28日（日） 宿泊先=未定

6月27日（土）

午前 出発（バス）

午後 村内視察，職員との話し合い

夜 グループワーク

6月28日（日）

終日 村内視察

夕方 帰京（バス）

【現地調査】（3泊4日）9月1日（火）～9月4日（金） 宿泊先=未定

9月 1日（火）

午前 出発（バス）

午後 取材・調査

夜 グループワーク

9月 2日（水）

終日 取材・調査

夜 グループワーク

9月 3日（木）

終日 取材・調査

夜 グループワーク

9月 4日（金）

午前 発表準備

午後 中間発表

夕方 帰京（バス）

【成果報告】

成果報告書提出 10月9日（金）

成果報告発表会 10月または11月の火曜日2～3限（予定） 於明治大学
野沢温泉村関係者に対して，明治大学での報告会

4. 募集人数（留学生，大学院生含む）20名

（1）ゼミナールでの応募（1ゼミにつき4名での応募が望ましい）

（2）個人での応募

5. 応募資格

地域活性化に強い興味と関心をもち，グループ協働作業をメンバーと協力し合いながら，積極的にプログラムに取り組むことのできる者。未成年者にあつては，参加に対して保護者の同意が得られる者。

ゼミナールでの応募については，1ゼミナールにつき，1グループの応募に限る。また，担当教員の同意が得られる者であること。

6. 参加費用

15,000円

往復の交通費・宿泊費を含みます。昼食費用、現地での移動費、私的費用は含みません。

※一度納入された参加費用は、いかなる理由があっても返金いたしません。

7. 保険＝学生教育研究災害傷害保険が適用されます。

旅行用傷害保険に加入します。

8. 応募方法・参加者決定方法

必要事項を記載した参加申込書（ゼミナールでの応募、個人での応募で様式が異なっているので注意してください）をEメールで送信してください。その際、メールタイトルを「野沢温泉村への学生派遣プログラム申込」としてください。**【5月29日（金）17時必着】**

応募者が定員を上回った場合、提出書類を総合的に判断し参加者を決定します。

【申込先 Email : social@meiji.ac.jp】

9. 成果物等について

本プログラムの成果物として提出された報告書の著作権（著作権法27条および28条の権利を含む）は、明治大学社会連携機構に移転するものとします。ただし、明治大学社会連携機構は、著作者自身が当該報告書を利用する場合、特段の事情のない限り、その利用を許諾するものとします。なお、提出する報告書に、第三者の権利の目的物が含まれる場合（※）、報告書の執筆者の責任においてすべての権利処理を行ってください。

※ 例：新聞記事を引用の範囲を超えて掲載する場合、他人が撮影した写真を報告書に掲載する場合等

10. 取材・撮影等について

本プログラムについては、大学及び各種報道機関等による取材・撮影が行われる場合があります。プログラムに関する記録については、明治大学社会連携機構等の関係機関の使用（ホームページ及び報告集への掲載等）を妨げないものとします。

【問合せ先】社会連携事務室（アカデミーコモン11階）

TEL : 03-3296-4539 FAX : 03-3296-4541 Email : social@meiji.ac.jp